

住宅市街地総合整備事業

整備地区の要件、重点整備地区の要件は以下のとおりです。

●整備地区の要件

- (1) 重点整備地区を一つ以上含む地区
- (2) 整備地区の面積が概ね 5ha 以上（重点供給地域は概ね 2ha 以上）
- (3) 原則として、住宅戸数密度が 30 戸 / ha 以上の地区（街なか居住再生型を除く）

●重点整備地区の要件

- (1) 重点整備地区の面積が概ね 1ha 以上（重点供給地域は概ね 0.5ha 以上）
- (2) 次のいずれかの要件に適合すること

拠点開発型

- ・三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね 1ha 以上かつ面積 20 % 以上の拠点的開発を行う区域を含むこと。

密集市街地整備型

- ・換算老朽住宅戸数 50 戸以上（重点供給地域は 25 戸以上）で、住宅戸数密度と換算老朽住宅の割合が一定以上であること。

街なか居住再生型

- ・中心市街地において、概ね 50 戸以上かつ 10 戸 / ha 以上の住宅整備が見込まれること。（ただし面積は概ね 30ha 以下）

老朽建築物の除却・建替え

老朽建築物の除却

買収費、除却工事費、通損補償等

沿道建築物の不燃化

延焼遮断帯形成事業

一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部、屋根等の整備等

共同・協調化建替

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等

防災建替え・認定建替えにより個別の建替を補助（戸建住宅にも補助）

除却等、階段や通路等の共同施設整備、空地整備等

事業に関連する公共施設の整備

道路・都市公園・河川等の整備

関連公共施設整備

受け皿住宅の整備

従前居住者用の受け皿住宅の整備

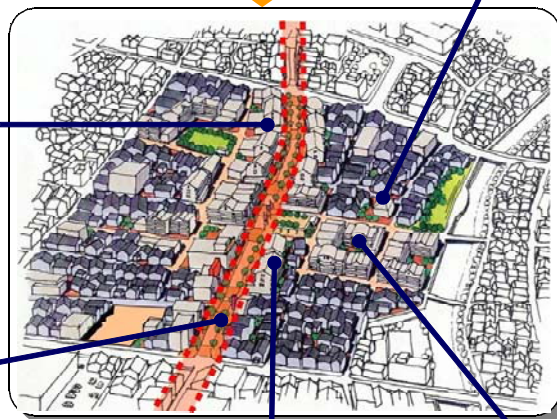
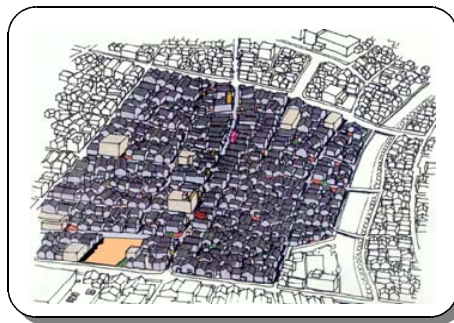
都市再生住宅等整備事業 調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備

コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



大阪府門真市の整備事例

防災街区整備事業

調査設計計画（権利変換計画作成を含む）土地整備、共同施設整備